

長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 県は、長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、事業者の販路拡大等に向けた取組を支援し、予算の範囲内において、長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）、及びこの実施要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、長崎県が指定した伝統的工芸品を製造する事業者とする。

(補助対象事業及び対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という）は、事業者の販路拡大等に向けた取組に要する経費で、別表に掲げるものとする。

2 補助率は、補助対象経費の2分の1以内の額（算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者1者当たり20万円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (3) 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定に当たっては、第5条により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げができる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の20%以内の金額の変更をしようとする場合で補助金の額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

(状況報告等)

第9条 規則第11条の規定による報告は、次によるものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業等の遂行状況に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める日までに、規則第13条第1項の規定に基づき、補助金実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助事業実績報告書に添付する書類は、補助事業実績書(様式第10号)とする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第12号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減額して申請又は報告した額を上回る部分の金額)の返還を命ずる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(定期報告)

第15条 補助事業者は、補助事業終了後2年間において、各補助事業者の会計年度終了後から3カ月以内に、定期報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

事業区分	対象経費	補助率	限度額
(1) 販路開拓	販路開拓に向け、首都圏、大都市等で開催される展示会、商談会、物産展等に出展し、商品のPR、商談、テスト販売等を実施するために要する経費 ①展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②広告宣伝、パンフレット作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費	2分の1以内	200千円
(2) 商品開発改良	消費者ニーズに対応した商品開発改良のために要する経費 ①商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品等の購入費 ②商品開発改良に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）の購入費 ③商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 ④商品開発改良の遂行に必要な交通費・宿泊料 ⑤商品開発改良に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 ⑥その他、事業実施に必要と認められる経費		
(3) 需要開拓	需要開拓に向け、全国又は海外の販路を開拓するためにECサイト等を活用したネット販売、ウェブサイト開設等に要する経費 ①ネット販売システム構築、インターネット掲載に係る手数料 ②パッケージのデザイン製作等に係る手数料 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費		
(4) 国際的な商談会等への出展	海外向け販路開拓を視野に入れた商談会等の開催や出展に要する経費 ①国際的な展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 ②海外向け情報発信のための広告宣伝、パンフレット作成経費 ③事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 ④その他、事業実施に必要と認められる経費		

年 月 日

長崎県知事

様

住 所

申請者 名 称

代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付申請書

年度長崎県伝統的工芸品支援事業にかかる補助金 円を交付される
よう、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第4条の規定により、次の関係書類を添
えて申請します。

記

- (1) 補助事業に要する経費 円
(2) 補助金交付申請額 円
(3) 補助事業完了予定年月日 年 月 日
(4) 補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額
(円) - (円) = (円)

(関係書類)

- 1 事業計画書（様式第2号）
- 2 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- 3 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）
- 4 その他

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先:)

発行担当者 (連絡先:)

事業計画書

1 申請事業者概要

事業者名		直近期末 売上高	
所在地		決算月	
代表者名		担当者名	
TEL		従業員数	
電子メール		FAX	

2 補助事業の内容

事業区分	
事業内容	<p>1. 現状分析 （自社の強み、特徴、抱えている課題など）</p> <p>2. 取組内容 （どのように販路を拡大していくか、ターゲットとする市場など）</p> <p>3. 事業効果 （・商品の生産量、販売額の見込み、売り上げ目標、地域における波及効果など）</p>

3 収支計画

(1) 収入の部

経費区分	事業費 (円)	備 考
補助金		
借入金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

事業区分	内容	説明・積算内訳	補助事業に 要する経費 (円)	補助金額 (円)
合 計				

(3) 本申請以外の助成金等の申し込み予定 (本申請以外の申込予定があれば記入すること)

助成金の名称	助成機関名	申請テーマ	申請額	担当者

注1. 「事業区分」は、実施要綱別表に定める「事業区分」欄の項目を記入する。

注2. 「内容」は、実施要綱別表に定める「対象経費」欄を参考に経費の内訳を記入する。

注3. 専門家謝金については、専門家の氏名、所属、専門分野 (指導を受ける内容)、単価・回数 (時間) 等を「説明・積算内訳」欄に記入する。

注4. 旅費については、出張目的、目的地及び金額の積算を「単価 (〇泊〇日) ×人数×回数」の要領で記入すること。

注5. 委託費については、内容及び委託 (予定) 先を記入すること。

注6. 補助金額は、千円未満の端数を切り捨てたものとする。

長崎県知事 様

申請者 住所
名称
代表者名

誓約書

私は、 年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先:)

発行担当者 (連絡先:)

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付決定通知書

住 所
名 称
代表者名

年 月 日付で申請のあった長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

長 崎 県 知 事

記

1 交付決定額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

2 交付決定の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付で交付申請のあった 年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
なお、補助事業に要する経費の配分は、申請書の記載のとおりとする。

3 交付の条件

- （1） 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容または経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の20%以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。
- （2） 補助事業者は、補助事業等の遂行に関し、必要に応じて補助事業遂行状況報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

- (3) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当年度 月 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業終了後2年間において、会計年度終了後から3ヶ月以内に、定期報告書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- (6) この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 補助事業者は、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及び長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金に係る
補助事業の内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上
記の補助事業（の内容、の経費の配分）を下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等交付規則（昭
和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第1号の規定により承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 事業内容

(2) 経費の配分

別紙のとおり

発行責任者及び担当者

発行責任者

(連絡先:

)

発行担当者

(連絡先:

)

(別紙)

事業区分	補助事業に要する経費		補助金申請額		経費の内訳
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合 計					

年 月 日

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の
補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規
則第16号）第11条第2項第2号の規定により承認申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止の時期）

発行責任者及び担当者

発行責任者

（連絡先：

）

発行担当者

（連絡先：

）

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業に係る事故について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項第3号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

発行責任者及び担当者

発行責任者

(連絡先 :

)

発行担当者

(連絡先 :

)

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の通知があつた上記の補助事業の遂行状況について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第1項の規定により下記のとおり報告します。

1 事業の遂行状況

事業区分	
事業担当者の職氏名	
事業内容	①実施内容 ②事業成果（目標達成状況等） ③今後の予定

2 経費の執行状況

事業区分	補助金交付決定額に係る補助対象経費①	執行済額 (支払済額) ②	今後の執行 予定額 ③	差 引 ①-(②+③)	執行率 ②/①%
合 計					

発行責任者及び担当者	
発行責任者	(連絡先 :)
発行担当者	(連絡先 :)

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった長崎県伝統的工芸品支援事業について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- (1) 補助事業に要した経費 円
(2) 補助金充当額 円
(3) 補助事業完了年月日 年 月 日
(4) 補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

関係書類

補助事業実績書（様式第10号）

発行責任者及び担当者

発行責任者

(連絡先 :

)

発行担当者

(連絡先 :

)

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金 補助事業実績書

1. 補助金支出表

事業区分	補助事業に 要した経費	補助金額	経費の内訳
		/	
		/	
		/	
合 計			

2. 事業実施内容

補助事業内容 ① 具体的内容	
② 具体的成果	

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金
(概算払・精算払) 請求書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって(交付決定・額の確定)の
通知があった上記の補助金について、長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱第12条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

金

円 也

交 付 (変更交付) 決 定 額 (円)	交 付 (変更交付) 決定年月日	既受領額 (円)	今回請求額 (円)	事業完了 (予定) 年 月 日

※振込先口座

(金融機関名、預金種別、口座番号、口座名義)

【概算払を請求する場合は、概算払を必要とする理由】

発行責任者及び担当者	
発行責任者	(連絡先 :)
発行担当者	(連絡先 :)

長 崎 県 知 事

様

住 所
申請者 名 称
代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う報告書

年度長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助金額 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |
| 5 | 仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 | |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

発行責任者及び担当者

発行責任者

（連絡先：

）

発行担当者

（連絡先：

）

長崎県知事 様

(報告者) 所在地
名称
代表者名

定期報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった長崎県伝統的工芸品支援事業について、年 月 日から 年 月 日までの事業年度が終了しましたので、長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金実施要綱第15条の規定により報告します。

(報告事項)

(1) 売上高

前年度 売上高	千円
今年度 売上高	千円

(2) 従業員数

前年度従業員数	人
今年度従業員数	人

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先:)

発行担当者 (連絡先:)